

第71回埼玉県国土利用計画審議会議事録

会 議 の 概 要

1 会議の日時及び方法

令和3年7月8日（木） 午後3時から午後4時まで
WEB会議

2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

3 出席職員

別紙2のとおり

4 議事内容及び審議結果

埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（鴻巣農業地域の縮小）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

5 議事の経過

別紙3のとおり

第 7 1 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	新井 一徳	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
2	安藤巳喜夫	埼玉県農業会議常設審議委員	農 業	出席
3	石川 忠義	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
4	今泉 飛鳥	埼玉大学経済学部准教授	産 業	出席
5	内田奈芳美	埼玉大学人文社会科学研究科教授	都市計画	出席
6	小嶋 文	埼玉大学大学院理工学研究科准教授	交通問題	出席
7	◎白石 則彦	元東京大学大学院農学生命科学研究科教授	森 林	出席
8	高橋 政雄	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
9	○田中 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科教授	防 災	出席
10	田中美奈子	たなか不動産鑑定代表	土地問題	出席
11	西野亜希子	元東京大学高齢社会総合研究機構特任助教	社会福祉	出席
12	原 美登里	立正大学地球環境科学部准教授	自然環境保全	出席
13	美田 宗亮	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
14	宮崎あかね	日本女子大学理学部物質生物科学科教授	環境全般	出席
15	村岡 正嗣	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
16	本木 茂	埼玉県議会議員	地方行財政	出席

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 16 名、欠席委員 0 名

第71回 埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画財政部 土地水政策課	課 長	石 川 護
環境部 みどり自然課	副 課 長	阿 部 徹
農林部 農業政策課	課 長	西 村 恵 太
農林部 森づくり課	課 長	佐 野 且 哉
都市整備部 都市計画課	課 長	鳴 海 太 郎
都市整備部 田園都市づくり課	課 長	細 田 隆
企業局 地域整備課	課 長	佐 藤 和 央

別紙 3

○司会（石川土地水政策課長） それでは、大変お待たせしました。定刻になりまして、皆さんお揃いですので、第71回埼玉県国土利用計画審議会を開会させていただきます。

私は土地水政策課長の石川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の進行に当たりまして、今までも何点か申し上げますけれども、お願いしたい事項を申し上げさせていただきます。映像は、このような状態をお願いいたします。マイクは通常時はミュートで、発表される時にミュートを解除していただきますようお願いいたします。御質問など発言される時につきましては、画面上で手を挙げて意思表示をしていただくよう、恐れ入りますがお願いいたします。質疑になりましたら、御発言は、諮問案件に関しまして、なるべく簡潔にいただきますよう御協力をお願いしたいと思います。

それから、本日の出席状況ですけれども、16名中16名となっております。また、委員の中で石川忠義委員におかれましては、県議会関係の公務がありまして、この後、退室される予定になっておりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしたものがありませんけれども、次第、委員名簿、資料が2種類、通常の「資料」となっているものと「参考資料」となっているものです。それから以前お渡ししております埼玉県土地利用基本計画がありましたらお手元に御用意いただければと思います。資料につきましては、随時画面上で共有しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の紹介をさせていただきます。このまま画面のみの紹介とさせていただきますので、ミュートのままでお願いいたします。

名簿の順で御紹介させていただきます。新井一徳委員です。安藤巳喜夫委員です。石川忠義委員です。今泉飛鳥委員です。内田奈芳美委員です。小嶋文委員です。白石則彦委員です。高橋政雄委員です。田中規夫委員です。田中美奈子委員です。西野亜希子委員です。原美登里委員です。美田宗亮委員です。宮崎あかね委員です。村岡正嗣委員です。本木茂委員です。

それから、名簿にございませんけれども、県側の職員を紹介させていただきます。みどり自然課副課長の阿部です。農業政策課長の西村です。森づくり課長の佐野です。都市計画課長の鳴海です。田園都市づくり課長の細田です。地域整備課長の佐藤です。

以上になります。

それでは、会議の進行に入らせていただきます。会長が会議の議長となりますので、こ

れからの議事進行につきましては、会長の白石委員にお願いしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○議長（白石会長） 白石でございます。それでは、お手元の次第に従いまして議事を
進めさせていただきます。

まず、本日の議事録に署名をお願いする委員でございますが、私から指名させていただ
きます。

今回は田中規夫委員、西野亜希子委員にお願いいたします。お2人の委員の方よろしい
でしょうか。

○議長（白石会長） それでは、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてお諮りいたします。審議会の会議は公開が原則で、3分の2
以上の多数で議決したときは公開しないことができると規定されております。本日の議題
は次第のとおり諮問事項1件が予定されておりますが、原則どおり公開としてよろしいで
しょうか。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、会議を公開いたします。なお、傍聴は事務局がおります企画財務部の会議
室内でモニターを視聴する形で実施いたします。

傍聴希望者はいらっしゃるでしょうか。

○司会 傍聴希望者はありません。以上です。

○議長 了解しました。

それでは、諮問事項、埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について審議を行います。
事務局から御説明をお願いいたします。

○石川土地水政策課長 それでは、土地水政策課長から引き続き説明をさせていただきます。
資料の方は、画面で共有をさせていただいております。土地利用基本計画の変更
（案）について説明させていただきます。

まず、参考資料1で、埼玉県の土地利用基本計画の概要を御説明させていただきます。

この土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づく全国国土利用計画と埼玉県国土利用
計画を基本に策定しております。

役割といたしましては、なかぼつが2つありますけれども、各個別法の諸計画、都市計
画とか農振計画などを束ねるとともに土地利用の基本方向を規定しているものでございま
す。

また、なかぼつの2つ目ですが、国土利用計画法に基づきます土地取引の届出、例えば市街化区域ですと2,000平米以上でございますけれども、その利用目的の審査に使用しております。

この計画は大きく2つ、枠が2つありますけれども、計画書と計画図という2つで構成されております。

まず、計画書ですけれども、1、2、3とありますとおり、埼玉県の利用の基本方向、2として土地利用の調整、3として土地利用基本計画の管理を定めております。

もう一つ、計画図がございまして、5万分の1の地形図に次の5つの地域を表示しております。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域がございまして。

都市地域とは、都市計画法に定めます都市計画区域に相当するもので、農業地域は、農振法に基づく農業振興地域に相当しているものでございまして。地域が一部重複しているところがあり、色と斜線等で表現をしているものでございまして。

続きまして、今回諮問させていただきますものは、右上に「資料」となっているもので、土地利用基本計画の変更（案）でございまして。

お手元に資料がありましたら1ページ目になります。1、2とありますけれども、1にありますとおり、鴻巣農業地域の縮小でございまして、17ヘクタールを縮小するものです。縮小後のそれぞれの面積につきましては、2とあります地域区分の面積のとおりでございまして。

次の2ページ目、地区位置図になります。今回、農業地域を縮小する地区につきましては、鴻巣市中心部から北西に位置しており、南北に走っている国道17号バイパスに面する赤色で着色されましたエリアになります。地区名は鴻巣箕田地区でございまして。JR北鴻巣駅から東側に約1.5キロメートル、さらに行くと上越・北陸新幹線がある地域でございまして。

続いて、次の3ページ目になります。航空写真です。現況の土地利用ですけれども、赤色の地区及び周辺を含め田んぼ地帯となっております。この図ですと、茶色になっておりますので、田んぼに見えないですけれども、農耕期につきましては、田んぼとして利用されていた地域です。

続きまして、4ページ目、変更地域の概要でございまして。土地の所在地につきましては、鴻巣市大字箕田及び大字寺谷地内でございまして。先ほど申し上げましたとおり、地域区分と変更の面積は、農業地域を17ヘクタール縮小するものでございまして。

変更の理由ですけれども、埼玉県企業局による計画的な市街地整備（産業団地）の実施が確実となったことから、市街化調整区域から市街化区域に変更することとなったため、農業振興を図る地域から計画的に市街化を図る区域に土地利用を転換するものでございます。

今回、農業地域を縮小するものですが、他の地域区分との重複状況については、全域が都市地域内でございます。

事業の概要でございますが、公的開発として、ア、イ、ウとありまして、アのとおり事業主体は埼玉県企業局、事業面積は16.7ヘクタール、ウの事業期間につきましては、令和3年度からを予定しています。

また、既存道路につきましては、こちらのア、イのとおりでございます。道路管理者が鴻巣市、面積は0.3ヘクタールです。

今回の変更に当たりまして、鴻巣市長宛てに意見照会を行いましたところ、意見なしという回答を得ているところでございます。

また、資料にありませんけれども、地元への説明状況ですが、別途、事業に関する周辺自治会への説明会と都市計画の変更に関する説明会を実施したところ、反対意見はなかったとのことです。

次の5ページ目は、埼玉県土地利用基本計画図の変更（案）でございます。左側が変更前、右側が変更後の予定の図になります。左側の変更前の赤枠で囲んだ鴻巣箕田地区につきましては、現在は農業地域という扱いになっております。

今回の土地利用基本計画の変更は、右側の図にありますとおり、この区域を市街化区域に編入することを前提に農業地域から除外する変更を予定しております。

また、この地区につきましては、鴻巣市の都市計画マスタープランで、工業・流通地として位置づけられているところでございます。

最後に、6ページの説明をさせていただきます。こちらは産業団地としての土地利用計画図を図示したものです。

凡例が右側にありますけれども、赤の枠に対しまして、真ん中の黄色というか、ちょっと肌色っぽいですが、工場敷地でございます。その外周は薄い黄緑色になっておりますが、これが緩衝地帯としての緑地を予定しております。下段の青色が調整池です。また、北側にあります緑色につきましては敷地内に設けられる公園となっております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長　ただいま事務局から説明がありました埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について、これより質疑を行います。質疑は、今回の審議事項である鴻巣農業地域の縮小に関することについて簡潔にお願いいたします。限られた時間でありますので、スムーズな進行に御協力いただきますようお願いいたします。発言される方は挙手をして画面で分かるようにしていただけると、こちらから分かります。村岡委員、発言をどうぞ。

○村岡委員　村岡でございます。

2点確認を含めて質問させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長　どうぞ。

○村岡委員　1つは、農業振興地域、農業地域ということですので、今後の変更手続というのはどういうプロセスを経ていくのか。その際、関係機関だとか、団体等の同意だとか、どのようになっていくのかを教えてくださいという点が1点です。

2点目は、現状は田んぼだということなのですが、そもそも農家の地権者の方は何人おられて、農地の売買となるのでしょうかけれども、県企業局が農家から購入するという形になるのか、その点を教えてくださいと思います。

○議長　では、事務局の農業政策課から回答をお願いいたします。

○西村農業政策課長　農業政策課でございます。

まず、2つ目の御質問からお答えさせていただきたいと思います。当該土地についての地権者の方でありますけれども、57人の方々でございます。これを企業局のほうで買うかどうかという点ですけれども、これは企業局が買うというものとして承知しております。

1つ目の御質問のほうの農振農用地であるということについてですけれども、農振農用地でございますので、所定の除外の手続を今後していったって、都市計画法上の手続と進捗状況をちゃんと合わせて、最終的には都市計画決定の告示と農振地域の区域の変更という告示を同時にするというところで準備をしているところでございます。まずそれをお答えしたいと思います。

○議長　村岡委員、ただいまの御回答について、もし何かコメントがあれば。

○村岡委員　ありがとうございました。今のお答えを聞いた上で、若干中身に関わって、いわゆる農振地域というのは、それを外していくというのは大変厳しい条件があるわけですが、産業団地にして企業誘致をしていくという目的は明確になっているわけで、この変更で審議過程に関わる一人として、結果に対しては一端の責任がありますので、事業の中身について、ちょっと3点だけ確認させてください。

1点目は、この土地は17号バイパスと北側のフラワー通りに接道しておりますけれども、産業団地となった場合の車両出入口というのはどうなる見込みなのかということと、フラワー通りの幅員はそもそも何メートルか教えていただきたい。

2点目に、この当該地の1キロメートル圏内には第一小学校、赤見台中学校、寺谷保育園等があります。2キロメートル圏内となれば、さらに多くの学校があるのですが、私もこの17号バイパスはよく使うので分かるのですが、東側には住宅が隣接しております。そこで通学路をはじめ地域の交通安全については、どのように考えておられるのかという点が2点目です。

最後に、3点目ですが、宅地造成を伴う開発事業となると思いますが、敷地の17ヘクタールでの雨水、それから排水については敷地内処理と考えているのかどうか、この点。そして、昨今の想定外の雨量についても対策が講じられるのかどうかお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長　それでは、御担当部局の事務局から御回答をお願いいたします。

○佐藤地域整備課長　企業局地域整備課でございます。

それでは、お答え申し上げます。まず、産業団地ができた場合の出入口については、国道17号バイパスとフラワー通り両方に出入口を設ける予定でございます。それから、フラワー通りの幅員については12メートルでございます。

それから2番目の点でございます。近隣の小学校、中学校等がある中での交通の安全についてでございます。先ほど申し上げましたフラワー通りなのですけれども、これは確かに赤見台第一小学校の通学路となっておりますが、歩道整備がされていることもございまして、安全面などに大きな問題はないと考えております。

計画予定地の区域外の東側の市道に企業の出入口ができることとなりますので、鴻巣市においては、今後も教育委員会や地元自治会の意見を踏まえて安全対策を協議していくと聞いております。

次の雨水や排水の関係でございます。まず、下水道、汚水の関係でございます。この地区については、公共下水道の区域に編入されることになっております。編入に当たりましては、市が都市計画に下水道の排水区域を定める予定でございます。汚水については、計画地区内に隣接する荒川左岸の流域下水道管に接続されることと伺っております。

それから排水の関係でございます。こちらは計画地区内の調整池、私どもで造成する調整池に集水後に、それから計画地に隣接する大幹線排水路に許容放流量にて放流をします。

その後、一級河川でございます元荒川に放流されるということになります。以上でございます。

○議長 村岡委員、いかがでしょうか。

○村岡委員 質問は以上で終わります。

○議長 ほかの委員の方で御意見、御質問等がございましたら挙手をお願いいたします。田中規夫委員、発言をお願いいたします。

○田中（規）委員 ちょっと防災・減災の視点で1点述べておきたいと思います。この地域なのですけれども、元荒川沿いの自然堤防帯と17号の辺りの高いところのちょうど少し低い位置になっています。だから水田地帯なのですが、荒川左岸氾濫といいますか、荒川の熊谷の扇状地付近の左岸が決壊したときには、氾濫流のちょうど通り道となるようなところですよ。例えば関東・東北豪雨のときも、令和元年東日本台風のときも、こういう自然堤防帯に挟まれたところを氾濫流が通ったという事例が結構あります。実際に水害ハザードマップ等を見ても、ここは少し浸水深が深くなるような場所です。

かといって、都市計画上、そういうことまで考慮して計画するかという話が当然あって、通常しないわけですが、そういう意味で1点確認させてください。ここはもし盛土形式にするのであれば、氾濫したときの流れをかなり変えてしまう可能性があります。なので、どういう形で土地の地盤を高くするとかを知りたい。つまり、ちょうど高いところと低いところをつなぐので、かなり流れを変えてしまう可能性がありますので、盛土をするかしないかとか、そういうことを教えてください。

○議長 それでは、御担当の事務局から御回答をお願いいたします。

○佐藤地域整備課長 では、再び企業局地域整備課から回答させていただきます。

盛土については行います。平均の盛土高は0.7メートルを予定しております。それに伴いまして、必要な量の調整池を設けるといこととさせていただいております。条例に基づきまして、こういった盛土に対する必要対策も含めた容量を確保する予定でございます。以上です。

○議長 田中委員、ただいまの回答につきまして、いかがでしょうか。

○田中（規）委員 多分条例どおりなので、それに関しては、要は盛土によって浸水深が増える分をその分調整池を造るということで、条例どおりで問題はないのですけれども、それはあくまで最終的な氾濫したときの形状に対するものです。私が言ったのは、氾濫流が流れるという非定常な現象に対しては、流れる地域に違いがもたらされる可能性がある

ということです。ちょっと懸念というのですか、万が一の危機管理上の話ですので、そういう意味では少しコメントとさせていただければと思います。実際にそこまで考慮してやるということにはできないと思いますので、条例どおりであるということは分かっています。

○議長　ありがとうございます。ほかの委員の方、御意見、御質問ありましたら挙手をお願いいたします。原委員、御発言をお願いいたします。

○原委員　原です。よろしくお願いいたします。

前回のお話のときに伺ったのですが、私も調整池、この辺の内水氾濫等々が気になっていまして、もともとこの区画にはぐるっと回るように水路があって、特に南西側のところには比較的大きめの水路がある中で、標高としては一番低いところに調整池を設けられるということで、以前は4万6千トンとお伺いしたのですが、その後、変更はあったかということが1点。

それから先ほどのお話の中で、調整池にたまったものの排水は元荒川に放水というか、排水が行われるということでしたが、その元荒川で排水、放水が行われる地点がどの辺で排水をされるのかということの2点について教えてください。

○議長　それでは、事務局から回答をお願いいたします。

○佐藤地域整備課長　それでは、企業局地域整備課からお答えします。

調整池の容量でございます。先ほど4万6千というお話がございましたが、今のところ我々が考えている容量は6万5, 230立米でございます。

それから元荒川への排水の地点でございます。これは地図か何かで指し示したほうがよろしいでしょうか。

○原委員　もし可能であれば。少し難しいようであれば、いわゆる下流側の南西側に走っている水路が合流する辺りということなのか。ちょっとその辺を教えていただければ。

○佐藤地域整備課長　今お話がありましたように、まさに水路と元荒川が合流する、そのちょっと手前の地点でございます。

○原委員　そこまでは地中に排水管を埋めて持っていかれて、そこで水路から元荒川という理解でよろしいでしょうか。

○佐藤地域整備課長　企業局地域整備課でございます。

都市下水路を通っていくということは間違いないのですけれども、構造が地下になるかどうかまでは私どもちょっと市からは聞いておりません。申し訳ございません。

○原委員　ここのところの先ほど田中委員もおっしゃってございましたけれども、いわゆ

る豪雨災害が起きて内水氾濫も、この地域はもともと地盤もよろしくなくて、その分盛土して、コンクリート化されて浸透しないとなると当然周りに影響があつて、この計画地の東側に住宅地も並んでいるので、ちょっと気になったので、その辺のところを御検討いただければということで発言させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○議長 次に、小嶋委員から先ほど挙手があつたようですので、発言をお願いいたします。

○小嶋委員 ありがとうございます。短く2点なのですが、先ほども通学路もあるというお話もあつたのですけれども、出入口ができるとなると、歩道があるというお話だったのですが、車が交差する場所が出てくると思いますので、安全性の検討は必要かと思えます。安全性ですとか円滑性については、今後開発が進む中で慎重に検討いただけるということでしょうかというのが1点。

もう一点、口頭では説明いただいたのですが、地域の上位計画との関係ですとか、地元でどういった議論が行われているのかということについては、ぜひ、もともとの資料に含めていただけたらと思います。以上です。

○議長 事務局からただいまのコメント、御意見について何か補足的な御説明がありましたらお願いいたします。

○鳴海都市計画課長 都市計画課です。コメントよろしいでしょうか。

○議長 どうぞ。

○鳴海都市計画課長 小嶋委員から2点目に質問がございました上位計画との整合という面でございますが、説明の資料のほうに入っていないくて大変申し訳ありませんでした。次回以降の参考にさせていただきたいと思えます。

ちなみに、上位計画ですが、最初の説明にあつたとおり、鴻巣市の都市計画マスタープランでは、このエリアは工業・流通地ということで、ゾーニングの中で、新規企業の立地を促進するエリアと位置づけております。

また、その上位にあたる市の総合振興計画においても同様に工業・流通地ゾーンとして位置づけを持っておりますので、今回の開発については、この上位計画に整合した形で事業展開がなされるというものでございます。

あと、説明会の関係でございますが、こちらについても冒頭の土地水政策課の説明の中にありましたが、都市計画の変更に関する説明会につきましては、令和2年9月に計4回

実施しまして、参加者数合計73名ということで、都市計画の手續等々についての説明を行っております。その際には、最終的に事業に対する反対意見はないということで、市からは報告を受けております。

○議長 小嶋委員、よろしいでしょうか。

○小嶋委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに御意見、御質問がありましたら挙手をお願いいたします。内田委員、御発言をお願いいたします。

○内田委員 敷地内に文化財的なものがあるようですけれども、神社、公園・緑地等と位置されていますが、この公園・緑地等と神社の周辺の計画について、もうちょっと教えていただけますか。

○議長 それでは、御担当の事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤地域整備課長 企業局地域整備課から御回答させていただきます。

神社はございます。神社は残置をします。残置をする理由は、地元自治会の要望でございます。神社周辺は公園として一体的に整備しまして、地元住民や企業関係者も利用できるようにする予定でございます。神社や公園の外周はフェンスを設置させていただきます。

以上でございます。

○議長 内田委員、いかがでしょうか。

○内田委員 ありがとうございます。

○議長 それでは、今泉委員、御発言をお願いいたします。

○今泉委員 ありがとうございます。先ほどの説明の中にあつたかもしれないのですが、産業団地が具体的にはどのような業種の企業を念頭に置かれているのかということと、それから带状に一体感のある農地のところを一部切り取るというか、区切る形で産業用地とされるということですので、周辺の農業生産等に対する影響については、どのような検討がなされたかということをお教えいただければと思います。

○議長 それでは、事務局から回答をお願いいたします。

○佐藤地域整備課長 再び企業局です。

まず、どのような業種がという点につきましては、現時点では未定でございます。今後、こちらのほうで公募をすることになると思います。その時点で業種等何か限定があれば、条件をつけさせていただく予定でございます。以上です。

○議長 農業政策課、お願いいたします。

○西村農業政策課長　　農業政策課でございます。

2つ目の御質問にお答えさせていただきます。この区域なのですけれども、西側については国道17号バイパスが通っているため、17号バイパスをさらに越えた西側の農地との一体利用というのはもともとできない区域だと認識しております。したがって、西の方の連続性はないと。東の方を見ますと、もちろん連なっているわけですが、東から見れば、今回の区画は一番西側の縁辺部ということになりますので、不当に集団性を損なうというものではないと考えております。以上であります。

○議長　　今泉委員、ただいまの回答でいかがでしょうか。

○今泉委員　　承知しました。ありがとうございます。

○議長　　ほかに御意見がありましたら挙手をお願いいたします。宮崎委員、御発言をお願いします。

○宮崎委員　　この土地の北側はフラワー通りという名前ですし、花卉農家が多いと聞いたのですけれども、景観に対する配慮みたいなものは計画されているのかどうか教えていただけますでしょうか。

○議長　　御担当の事務局から回答をお願いいたします。それでは、農業政策課、お願いします。どうぞ。

○西村農業政策課長　　農業政策課でございます。

御質問の景観ということとは少しずれるかもしれませんが、花卉農家への影響につきましても、特に日照の問題という観点から吟味しております。開発を行うに当たって、施設の壁をある程度敷地の外延から余裕を持って建てていただくとか、高さの制限をするという説明をお伺いしておりますので、農家の営農への影響という観点からは対応がなされていると考えております。

○宮崎委員　　分かりました。緩衝緑地の使い方などに御配慮いただけるといいのかなと思った次第です。ありがとうございました。

○議長　　都市計画課から御説明をお願いします。

○鳴海都市計画課長　　都市計画課でございます。

景観という観点からですが、都市計画としては、この近辺につきましては地区計画を計画決定する予定としております。その際に、建物については色彩その他の意匠の制限ということで、文言的な定義にはなりますが、周辺の環境と調和した色彩とするということを位置づけております。

もう一点、隣地の境界の部分については緩衝緑地帯の設定をしております。計画地区については、15メートルの幅で緩衝緑地帯を設定いたします。さらに、その中に2メートル以上の高木を植栽することで、工場とか、流通系、あるいは産業としての工業団地については、緑で緩和していくような修景を地区計画の中で定めております。以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

○宮崎委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに委員から御発言がありましたらお願いいたします。西野委員、お願いいたします。

○西野委員 先ほどの防災とか災害に対する議論を聞いているの確認なのですが、周辺に学校があるということで、交通のお話はあったのですが、もし災害などになったときに周辺の居住者の方たちが学校とかに避難する経路とかというのは確保できているのか、その辺の検討も併せてなされているのかというのを確認させていただきたいと思います。

○議長 それでは、担当の事務局から回答をお願いいたします。都市計画課から御説明をお願いいたします。

○鳴海都市計画課長 都市計画課でございます。

安全に逃げるための経路ということでございますが、今回の地区の内容からというよりも周辺の避難路というような観点でありますので、こちらにつきましては、市の防災部局のほうで、周辺、集落等からの安全な避難経路であったり、そういうものについて検討した計画を持っていると思われま。それについて、この場で説明をさせていただくようなものは持ち合わせていないことは御理解いただければと思います。

以上でございます。

○西野委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。村岡委員。

○村岡委員 先ほどの質疑も含めて、皆さんの御意見も聞いて、私は意見を述べさせていただきます。

地域の方も水害だとか交通安全には関心を持っておられると聞いております。そこで、土地利用に当たっては、地域住民や関係者の方に事業内容を分かりやすくこれからも説明していただいて、ぜひ意見を尊重していただきたい。あわせて、交通安全対策と雨水対策、水害対策に十分に配慮していただきたいということを意見として申し上げたいと思います。

お願いいたします。

○議長　ただいまの御指摘に事務局から何か回答、御説明ございますでしょうか。

——この審議会は農地の転用、除外について審議する審議会ですので、開発後の、例えば水害、交通安全等は守備範囲から少し逸脱しているというような気もいたしますが、御意見としては事務局のほうで承ったということでございます。

ほかに委員の方から何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。——御意見ないようでございますが、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、御意見がないようですので、これで質疑は終了といたします。それでは、審議会の答申を決定するに当たりまして、採決を行います。

知事から諮問のありました埼玉県土地利用基本計画の変更（案）につきまして、異議はございますか。

（「異議なし」の声あり）

御異議はないようですので、諮問事項につきましては、適当である旨の答申をいたします。

では、答申に付すべき御意見がありましたら御発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

なお、答申の文案につきましては、議長であります私に御一任いただくということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議がないようでございます。それでは、本日の御審議ありがとうございました。それでは、事務局のほう、司会の方にお返ししたいと思います。

○司会　それでは、以上で審議は終了とさせていただきます。進行の御協力いただきまして、大変ありがとうございます。

以上で国土利用計画審議会を終了させていただきます。また次回もよろしくお願いいたします。

——了——